別紙様式第十号2(1)中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同様式2(1)の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同様式2(1)記載上の注意2中「他の会社」を「他の法人等」に「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねる者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意3中「他の会社」を「他の法人等」に「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意4中「兼務」を「兼職」に「会社」を「法人等」に改める。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新株式会社商工組合中央金庫法施行規則」という。）別紙様式第二号、第四号、第六号及び第八号から第十号までは、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、なお従前の例による。ただし、新株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第二号第2貸借対照表の表及び第六号第1貸借対照表の表の規定については、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第一号、第三号、第五号及び第七号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府厚生労働省令第二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項、第五十九条の二第一項、第六十八条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第四項並びに労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年四月十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直**人
厚生労働大臣　長妻　昭

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「第五十八条」を「第五十九条の二」に改める。

第五十九条を次のように改める。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第五十九条　吸収合併存続金庫（法第六十二条の三に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）は、吸収合併対象財産（吸収合併（同条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により、吸収合併存続金庫が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続金庫が吸収合併消滅金庫（同条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の会員に交付する財産をいう。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2　前項の規定は、新設合併（法第六十二条の四に規定する新設合併をいう。以下同じ。）について準用する。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（のれん）

第五十九条の二　金庫は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第六十条中「法第六十二条の三に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）」「（法第六十二条の四に規定する新設合併をいう。以下同じ。）」「（法第六十二条の三に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）」「（法第六十二条の三に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）」及び「土地の再評価に関する法律第七条に規定する」を削る。

第八十二条第1号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

別紙様式第1号の表中

「リース債務	」を
資産除去債務	

に改め、同様式記載上の注意1．中㉒を㉓に、④から㉒までを⑤から㉓までに、③の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

別紙様式第二号記載上の注意中7．を9．に、6．の次に次のように加える。

7．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（法第62条の3に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（法第62条の4に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1)　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫（法第62条の3に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫（法第62条の3に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）の名称

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額

(3)　吸収合併消滅金庫から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

(4)　会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

8．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

(1)　当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅金庫の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続金庫の名称並びに吸収合併存続金庫を決定するに至った主な根拠

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額

(3)　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(4)　吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

(5)　吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

(6)　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額